

## LAPLINK ヘルプデスク 利用規約

この利用規約は、株式会社インターコム（以下、「インターコム」という）が提供する「LAPLINK ヘルプデスク」のサービス（以下、「本サービス」という）に関する規約であり、本サービスの利用を申し込んだ方（以下、「お客様」という）は、インターコムがその申込みを承諾することで、本利用規約に則り、本サービスを受けられることになります。

お客様が本サービスの申し込みをした時点で、本規約のすべてに同意したものと見なします。

### 第1条（本サービスの対象）

本サービスは、お客様が、インターコム製品「LAPLINK ヘルプデスク」の利用を申し込むことにより提供される「LAPLINK ヘルプデスク」のソフトウェア（以下、「本ソフトウェア」という）を、インターネット上にある「LAPLINK 接続サーバー」（以下、「接続サーバー」という）を介して、利用することができるサービスです。本サービスは、お客様が申し込んだライセンス数、追加オペレータ数及び使用期間等の契約内容に基づき提供するものとします。

### 第2条（本サービスの内容）

1. インターコムはお客様に次のサービスを提供します。
  - ① 「LAPLINK ヘルプデスク」のサポートセンター用ソフトウェアを提供します。
  - ② 「LAPLINK ヘルプデスク」のクライアント用ソフトウェアを提供し、お客様が第三者に無料配布することを許可します。
  - ③ 接続サーバーの使用を提供します。
  - ④ お客様に対して、本ソフトウェアのユーザーサポートを提供します。
2. 本サービスの申し込みと導入は次のとおりです。
  - ① お客様は、インターコムが備えた申請書に記入して、郵送、FAX、Eメールその他のインターコムの指定する方法にて同社に送付し、「LAPLINK ヘルプデスク」の利用を申し込みます。
  - ② インターコムは、申請書の内容確認後、それに従って接続サーバーを準備し、ライセンス数、追加オペレータ数、使用期間等の事項を記載した契約証書及び、サポートセンター用ソフトウェアを納品します。クライアント用ソフトウェアは、原則として、接続サーバーを通じて提供します。
  - ③ 「ライセンス数」とは、同時接続ライセンス数であり、お客様のコンピューターが、本ソフトウェアで、接続サーバーに同時に接続できる数とします。
  - ④ 「オペレータ数」とは、接続サーバーへの接続を個別に識別・特定できる接続者の数をいいます。1ライセンスにつき1オペレータが割り当てられます。お客様が希望する場合には、有料にて、オペレータ数を追加することができます。
  - ⑤ インターコムは、申請書に記載されたお客様の情報をユーザー登録（会員登録）します。登録情報は、インターコムの個人情報保護方針に基づき適切に管理し、関連会社も利用できるものとします。
  - ⑥ インターコムは、お客様が申請書に虚偽の事実を記載した場合その他インターコムが契約を締結することを適当でないと判断した場合には、お客様の申し込みを拒否できるものとします。
3. 本サービスの期間と利用の終了
  - ① 本サービスの期間は、契約証書に記載されている期間とします。
  - ② 契約証書に記載されている期間が終了した時点で、本サービスの提供を終了します。
  - ③ お客様の申し出により、契約期間中であっても本サービスを終了させることができるものとします。
  - ④ お客様が本契約に違反した場合、インターコムはお客様に対して本サービスの提供を終了することができるものとします。
  - ⑤ 上記③、④の場合、インターコムはお客様に対して利用料を一切返金しないものとします。

### 第3条（著作権・販売権）

本サービスを構成する本ソフトウェアの著作権およびその他の知的財産権はインターコムに帰属します。

### 第4条（使用权）

1. お客様は、インターコムが許諾する範囲内において本ソフトウェアを使用することができます。
2. お客様は、インターコムの許諾なく、本ソフトウェア（全部または一部）およびその複製物の第三者に対する販売、譲渡、転売、貸与等ならびに契約番号や企業ID等の契約証書の記載内容の開示を行わないものとします。

### 第5条（使用の条件）

本サービスならびに本ソフトウェアの利用は、日本国内のみとします。

### 第6条（複製の禁止）

お客様は、バックアップのための複製等の法律上認められる場合を除き、本ソフトウェアを複製しないものとします。

### 第7条（ユーザーサポート）

1. 商品に物理的な欠陥（供給メディアの破損等）があった場合は、商品納品日から90日間に限り、無償で交換します。
2. インターコムは、本サービスの期間内に限り、無償でお客様にユーザーサポートを提供します。ユーザーサポートの受付方法や受付時間等は、本ソフトウェアに付属される説明書に記載されるものとします。

### 第8条（本サービスの停止及び免責）

インターコムは、以下の場合、お客様への事前の通知を行うことなく、直ちに、本サービスの提供を停止することができるものとします。その場合、利用料は返金しないものとします。インターコムは、本サービスの停止に関して、理由の如何を問わず一切の責任を負わないものとします。

- ① インターコムが、本サービスの保守を行う時
- ② インターコムが、天災・火災・停電などの不可抗力により、本サービスを提供することが困難になった時
- ③ お客様が、申請書に虚偽の事実を記載した時
- ④ お客様が、本サービスを不正目的で利用した時
- ⑤ インターコムが、上記①から④のほか、特に本サービスを停止する必要があると判断した時

### 第9条（本サービスの廃止）

インターコムは、その都合により、接続サーバーを含む本サービスの提供を廃止することができるものとします。但し、インターコムは、廃止予定日の6か月以上前にお客様に対してその旨を通知するものとします。インターコムが天災・火災などの不可抗力による場合を除くやむを得ない事情により6か月以上前に通知がでず本サービスを廃止し、お客様の契約期間中に、本サービスを利用不可能となる期間が生じた場合には、利用料の残り期間分を日割り計算により返金するものとします。インターコムは、それ以外の一切の責任を負わないものとします。

### 第10条（免責）

インターコムは、お客様及び第三者が本サービスの使用により被った損害に対するインターコムの責任の上限を、契約証書に記載されている契約内容・期間に対応する、本サービスの利用料相当額とします。

### 第11条（合意管轄裁判所）

本規約に起因する紛争の解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。